平成２１年（フ）第１４３号
青森県八戸市類家３丁目９番18号　下野住宅９号、前住所青森県八戸市長者３丁目１番13号　大久保アパート２号
債務者　櫻庭タイ子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
青森県八戸市売市２丁目11番10号　小泉アパート１号、前住所青森県八戸市根城１丁目13番３号　黒田瑛子方
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
青森県八戸市大字三日町34番地　サンパルコマンション401号
債務者　槻舘　　満
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
青森県八戸市大字三日町34番地　サンパルコマンション401号
債務者　槻舘こずえ
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字売市字観音下17番地１、前住所静岡県富士宮市宮原51番地　メゾンセレニティー103号室
債務者　林　　恵子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
青森県三戸郡南部町大字大向字飛鳥60番地５、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字後渡62番地の２
債務者　坂本　京子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字向古河704番地１
債務者　竹中　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
さいたま市浦和区元町１丁目17番18号
債務者　小松　和恵
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
埼玉県新座市野火止６丁目８番３号　信用マンション203号室
債務者　山中　修治
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
埼玉県川口市柳崎４丁目12番11―410号　レスペデーザ柳崎
債務者　臼井　美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４４号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―1425号　榎木荘
債務者　須田　美佳
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９１号
名古屋市瑞穂区浮島町12番1410号
債務者　浅野　嘉江
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４７号
名古屋市北区中杉町３丁目17番地　ヒヨコ荘３号
債務者　櫻井　國夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８３号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－２棟106号
債務者　小橋庄一郎
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９７号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄175番地　グランシャリオ101
債務者　田尻　啓展（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１４号
名古屋市守山区大森５丁目901番地
債務者　松元　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４０２号
愛知県新城市豊岡字滝上４番地
債務者　鈴木　照彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部